

議案第3号説明資料

平成29年2月16日

大磯町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び大磯町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	1
改正内容	1～2
新旧対照表		
第1条関係	3～6
第2条関係	7～11

総務課

大磯町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び大磯町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正概要

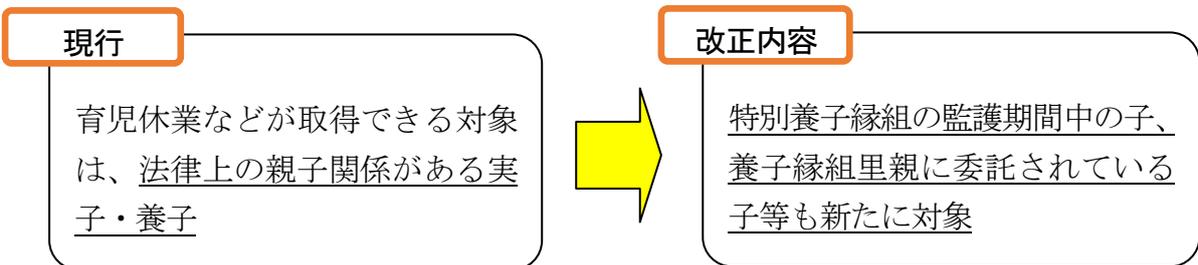
地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 95 号）が平成 28 年 12 月 2 日に公布され、平成 29 年 1 月 1 日に施行されたことに伴い、育児及び家族の介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立がしやすい環境整備を進めるため、関連条例の規定の改正を行うものです。

2 改正内容

地方公務員の育児休業等に関する法律

(1) 育児休業等の対象となる子の範囲の見直し

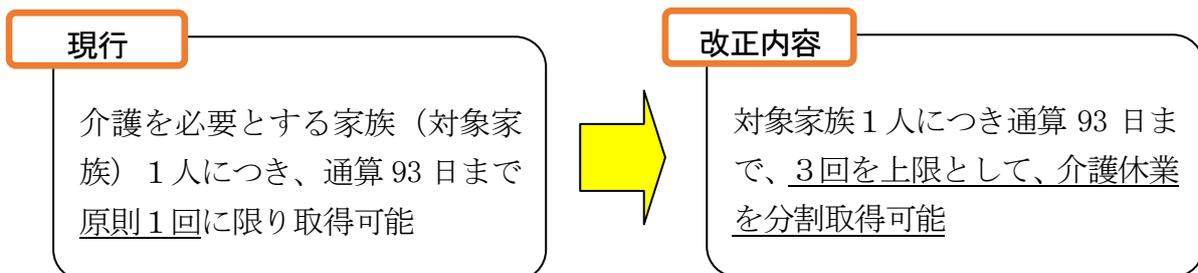
育児休業等の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を加える。



育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

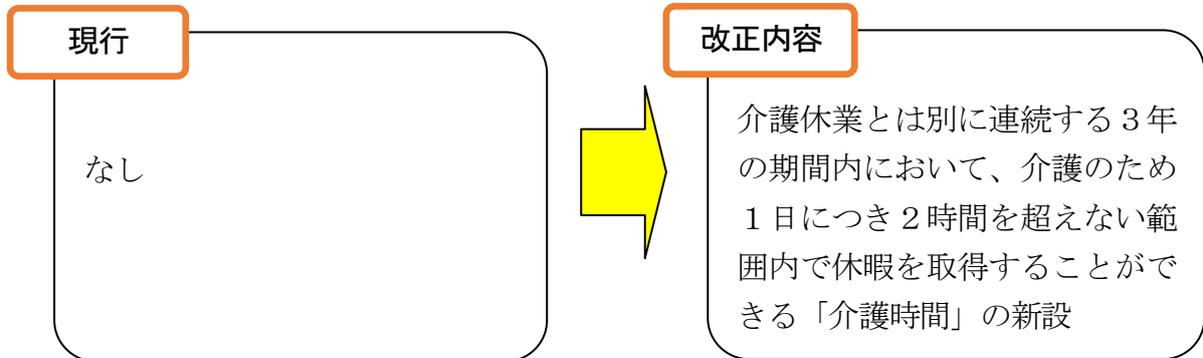
(2) 介護休業の分割取得

介護休業取得可能期間を 3 回に分割して取得できることとする。



(3) 介護のための所定労働時間短縮措置

介護休業とは別に、連続する3年の期間内において、介護のため1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができることとする制度を設ける。



(3) 施行日

平成29年4月1日とします。

大磯町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>第1条～第2条 省略 （週休日及び勤務時間の割振り）</p>	<p>第1条～第2条 省略 （週休日及び勤務時間の割振り）</p>
<p>第3条 省略 2・3 省略</p>	<p>第3条 省略 2・3 省略</p>
<p>第4条～第8条 省略 （育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p>	<p>第4条～第8条 省略 （育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p>
<p>第8条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。））であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p>	<p>第8条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p>
<p>2 省略</p>	<p>2 省略</p>
<p>3 前2項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属して</p>	<p>3 第1項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める</p>

改正案	現行
<p>いる場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</p>	<p>者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員(ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と読み替えるものとする。</p>
<p>4 省略</p>	<p>4 省略</p>
<p>第9条～第10条 省略 (休暇の種類)</p>	<p>第9条～第10条 省略 (休暇の種類)</p>
<p>第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、療養休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。</p>	<p>第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、療養休暇、特別休暇及び介護休暇とする。</p>
<p>第12条～第14条 省略 (介護休暇)</p>	<p>第12条～第14条 省略 (介護休暇)</p>
<p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常</p>	<p>第15条 介護休暇は、職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期</p>

改正案	現行
<p><u>生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u></p>	<p><u>間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u></p>
<p>2 介護休暇の期間は、<u>指定期間内において必要と認められる期間とする。</u></p>	<p>2 介護休暇の期間は、<u>前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。</u></p>
<p>3 省略 <u>（介護時間）</u></p>	<p>3 省略</p>
<p>第15条の2 <u>介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u></p>	<p>（療養休暇、特別休暇及び介護休暇の承認）</p>
<p>2 <u>介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u></p>	<p>第16条 療養休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）及び介護休暇については、規則で定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p>
<p>3 <u>介護時間については、大磯町職員の給与に関する条例第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</u> <u>（療養休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認）</u></p>	<p>第17条 省略</p>
<p>第16条 <u>療養休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）及び介護休暇及び介護時間については、規則で定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</u></p>	<p>第16条 療養休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）及び介護休暇については、規則で定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p>
<p>第17条 省略 <u>附 則</u> <u>（施行期日）</u></p>	<p>第17条 省略</p>
<p>1 <u>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</u></p>	

改正案	現行
<p>(経過措置)</p> <p>2 第1条の規定による改正前の大磯町職員の勤務時間に関する条例第15条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日(以下「施行日」という。において当該介護休暇の初日(以下この条において単に「初日」という。)から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の大磯町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日(初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。</p>	

大磯町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>第1条 省略 （育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 省略 （1） 省略 （2） 省略 （3） 省略 （4） 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 （ア） 省略 （イ） <u>その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u> （ウ） 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員 イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下、この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</u> ウ 省略 （育児休業法第2条第1項の条例で定める者） <u>第2条の2 育児休業法第2条第1項で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の</u></p>	<p>第1条 省略 （育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 省略 （1） 省略 （2） 省略 （3） 省略 （4） 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 （ア） 省略 （イ） <u>その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）</u> （ウ） 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員 イ <u>次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の1歳到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</u> ウ 省略</p>

改正案	現行
<p><u>規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</u></p>	
<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p>	<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p>
<p><u>第2条の3 省略</u></p>	<p><u>第2条の2 省略</u></p>
<p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき <u>当該子が1歳6か月到達日</u></p> <p>ア 省略</p> <p>イ 省略</p>	<p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき <u>当該子が1歳6か月に達する日</u></p> <p>ア 省略</p> <p>イ 省略</p>
<p><u>第2条の4 省略</u></p>	<p><u>第2条の3 省略</u></p>
<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p>	<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p>
<p><u>第3条 省略</u></p>	<p><u>第3条 省略</u></p>
<p>(1) <u>育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したこ</u></p>	<p>(1) <u>育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産した</u></p>

改正案	現行
<p><u>とにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p> <p><u>ア 死亡した場合</u></p> <p><u>イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合</u></p> <p><u>(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p> <p><u>ア 前号ア又はイに掲げる場合</u></p> <p><u>イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合</u></p> <p><u>(3) 省略</u></p> <p><u>(4) 省略</u></p> <p><u>(5) 省略</u></p> <p><u>(6) 省略</u></p> <p><u>(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。</u></p> <p><u>(8) 省略</u></p> <p>第4条～第9条 省略</p> <p>（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p><u>(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p>	<p><u>ことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</u></p> <p><u>(2) 省略</u></p> <p><u>(3) 省略</u></p> <p><u>(4) 省略</u></p> <p><u>(5) 省略</u></p> <p><u>(6) 第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。</u></p> <p><u>(7) 省略</u></p> <p>第4条～第9条 省略</p> <p>（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p><u>(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若</u></p>

改正案

現行

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号イ又はロに掲げる場合に該当することとなったこと。

- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略

第11条～第20条 省略

(部分休業の承認)

第21条 省略

2 大磯町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第14条に規定する育児時間又は同条例第15条の2第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成30年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合）あつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時

しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略

第11条～第20条 省略

(部分休業の承認)

第21条 省略

2 大磯町職員の勤務時間、休暇等に関する規則第17条第1項第8号に規定する特別休暇又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条に規定する育児時間（以下この条において「育児時間」という。）を承認されている職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間を承認されている場合）あつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

改正案	現行
<p data-bbox="152 181 1099 256"><u>間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。</u></p> <p data-bbox="208 320 300 352"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="125 363 792 395">1 <u>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</u></p>	